

# 平塚市建物工事仕様書

平成22年度

平塚市まちづくり事業部建築住宅課

# 平塚市環境方針

本市の良好な環境を現在及び将来にわたって保ち続けるため、地域から環境にやさしい具体的な行動を起こすことが求められています。

平塚市環境基本条例の理念に沿って「環境共生都市」の実現を目指す平塚市は、市民、事業者、行政が協働し、環境への配慮行動を地域に広げること、循環型社会、低炭素社会の形成に向けたまちづくりを進めます。

そのため、環境法令等を順守し、自ら率先して事業活動に伴う環境負荷の低減を図り、汚染の予防に努め、環境の保全と創造に取り組みます。

## 行動指針

### 1. 職員の自覚

職員一人一人が環境方針を理解し、それぞれの役割及び責任を自覚して行動します。

### 2. 環境に配慮した施策の推進

事業活動が環境に及ぼす影響を認識し、施策の策定、実施に当たっては、環境に配慮します。

### 3. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は人類共通の課題であることを認識し、温室効果ガス排出抑制等の対策を推進します。

### 4. 廃棄物の削減

庁舎等から排出される廃棄物等の発生抑制・再使用・再資源化を推進し、「ごみゼロ」を目指します。

### 5. 継続的な改善

計画的に環境監査、システムの見直しを行い、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。

### 6. 環境情報の発信

環境の保全と創造に関する活動を適切に進行管理し、その成果を公表します。さらに、市民、事業者による環境への取り組みが推進されるよう、環境情報を発信します。

平成21年4月1日

平塚市長

大藏律子

## 平塚市環境方針に伴う補則事項

本市は、環境及び資源に配慮した公共工事に取り組んでおります。本市の取り組みにご理解をいただき、下記の事項に配慮いただくよう、よろしくお願いいたします。

### 1．低騒音、低振動、排出ガス対策型機械の採用

バックホウ　トラクターショベル　ブルドーザー　発動発電機（可搬式）  
空気圧縮機（可搬式）　油圧ユニット　ローラー　ホイールクレーン

上記の8機種に係る単価については、低騒音、低振動、排出ガス対策型作業機械で構成、計上しているため、該当する工種に関しては、「施工計画書」にて当該機械の確認を行い現場での使用状況写真を工事写真に加えてください。また、当該機械で施工されなかった場合には、当該単価を本市単価表に基づき精算を行うこととなります。上記8機種以外の機械についても更新またはリース契約の際には、環境に配慮した機械の選定にご協力をお願いします。

### 2．熱帯材の使用の削減

コンクリート型枠材は複合合板にて施工を行う仕様となっております。また、その複合合板の転用回数の増加に努めるようお願いします。

### 3．建設発生土の事前連絡

1工事当たり、100m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出処分しようとするときは、処分しようとする処分地が所在する市町村の長に連絡をお願いします。

### 4．産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に関連する規定に定める方法により処分してください。また、アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及びその他、路盤材については、産業廃棄物としての取り扱いに加え、神奈川県「コンクリート塊等の処理及び再生骨材に関する事務取扱要領」に準じた手続きも行ってください。なお、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、県知事等の許可を得た産業廃棄物処理業者に処理を行わせ、その「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」（写し）・「業の許可証」（写し）及び「廃棄物処理委託契約書」（写し）を提出してください。また、廃棄物毎の積込み及び処分場（最初の処理場）への搬入状況写真を工事写真に加えてください。

### 5．産業廃棄物処理業者

神奈川県「産業廃棄物処理業者名簿」で確認して下さい。

### 6．建設廃材処理工事指定工場

神奈川県「コンクリート塊等処理指定工場登録名簿」で確認して下さい。

### 7．グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に該当する資材については積極的に取り入れるようご協力をお願いします。

### 8．その他

詳細については監督員と打合せをお願いします。

# 平塚市建物工事仕様書

## 目 次

<b>1章</b>	<b>共通事項</b>	
1 節	一般事項	6
2 節	工事車両	6
3 節	場内管理	7
4 節	現場事務所	7
5 節	現場員の配置人数	8
6 節	監督員事務所	8
7 節	火気の手扱い	8
8 節	工事実績情報 (CORINS)	8
9 節	竣工図作成要領	9
10 節	マイクロフィルム・電子データの作成及び提出要領	9
11 節	提出書類	13
<b>2章</b>	<b>建築</b>	
1 節	総則	15
2 節	一般共通事項	15
3 節	仮設工事	19
4 節	土工事	20
5 節	くい地業工事	20
6 節	鉄筋コンクリート工事	21
7 節	鉄骨工事	22
8 節	組積工事	23
9 節	防水工事	23
10 節	タイル及び石工事	23
11 節	木工事	23
12 節	金属工事	24
13 節	左官工事	25
14 節	建具工事	26
15 節	ガラス工事	26
16 節	塗装工事	27
17 節	内装工事	29
18 節	雑工事	29
<b>3章</b>	<b>電気設備</b>	
1 節	総則	30
2 節	一般共通事項	30
3 節	施工共通事項	32
4 節	動力警報工事	32

5 節	電灯コンセント工事	3 2
6 節	電話及びインターホン工事	3 3
7 節	テレビ工事	3 3
8 節	放送工事	3 3
<b>4 章</b>	<b>機械設備</b>	
1 節	総則	3 4
2 節	一般共通事項	3 4
3 節	施工共通事項	3 7
4 節	給水工事	3 8
5 節	排水通気工事	3 8
6 節	消火栓工事	3 9
7 節	プロパンガス工事	3 9
8 節	衛生器具工事	3 9
9 節	小荷物専用昇降機工事	4 0
1 0 節	避難器具工事	4 0
1 1 節	厨房器具工事	4 0
<b>5 章</b>	<b>地質調査</b>	
1 節	総則	4 1
2 節	一般共通事項	4 2
3 節	標準貫入試験	4 3
4 節	乱さない試料の採取	4 3
5 節	土質試験	4 4
6 節	提出物件	4 5
<b>6 章</b>	<b>解体工事</b>	
1 節	総則	4 7
2 節	工事	4 7
<b>7 章</b>	<b>テレビ電波障害調査</b>	
1 節	総則	4 9
2 節	調査	4 9
3 節	報告書	4 9
<b>付 則</b>		<b>5 1</b>

# 1章 共通事項

## 1節 一般事項

- 1.1.1 適用 本章の規定は、第2章以降に規定する全ての工事及び委託業務に適用する。
- 1.1.2 用語の定義 本章において「監督員」とは、平塚市工事監督及び検査規程（昭和43年訓令第31号）第2条第1項に規定する監督員をいう。
- 1.1.3 安全管理 工事期間中は、付近住民、児童、生徒等第三者の安全を最優先とすること。また、現場内での作業事故及び工事用車両による事故を起さないように努めること。
- 1.1.4 作業時間 工事の作業可能時間は、夏期（4月～10月）においては、8：00から18：30まで冬期（11月～3月）においては、8：00から17：00までとする。これ以外の作業時間に作業する場合は必ず監督員に申し出ること。
- 1.1.5 工事依頼 工事着工に先立ち、監督員の指示する範囲で近隣を訪問し、工事への協力を依頼すること。
- 1.1.6 緊急事態 現場に異常又は緊急事態が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 1.1.7 騒音・振動 工事に伴う騒音・振動について、騒音規制法及び振動規制法に規定する特定建設作業が予定されている場合は、着工7日前までに平塚市環境部環境保全課に届出書を提出すること。

## 2節 工事車両

- 1.2.1 安全運転 工事車両については安全運転に努めること。スクールゾーンを走行する場合は特に注意すること。
- 1.2.2 登校時間 登校時間帯（7：30～8：30）のスクールゾーン区域内における大型車両の通行については必ず監督員と協議すること。
- 1.2.3 安全確保 工事車両の通行については、安全確保に万全を尽くすこと。
- 1.2.4 車両表示 監督員の指示がある場合、工事車両の運転席に工事名、会社名及び責任者名を表示すること。

### 3節 場内管理

- 1.3.1 道路等を汚した場合又は破損した場合は速やかに清掃し、復旧をすること。  
道路維持
- 1.3.2 仮囲いの外に機械器具、材料等、一切の物を置いてはならない。  
周辺整理
- 1.3.3 現場内は常に清掃し、整理整頓をすること。  
整理整頓
- 1.3.4 現場内には従業員が使用するための屑かごを適宜設置し分別収集をすること。  
分別収集
- 1.3.5 工事用の標示板、案内板、お願い板、時速表示板等について、設置計画図等を提出のうえ監督員の承諾を得て速やかに設置すること。  
標識板の設置
- 1.3.6 工事標示板は、国土交通省推奨型（1100×1400 自立式鉄枠付）を標準とし、設置の有無については特記によるものとする。  
標示板
- 1.3.7 乾燥時等、ほこりの発生が見込まれるときは、現場内及び進入路付近の路面に散水をすること。ただし、凍結の恐れのある場合はこの限りでない。  
散水
- 1.3.8 既存施設の電気及び水道は、原則として使用禁止とする。ただし設計図書補足事項において指示した場合はこの限りではない。  
電気及び水道
- 1.3.9 現場責任者が現場を退出するときには、残存従業員の確認、火気の確認、各事務所及び現場進入路の施錠の確認等を行うこと。  
施錠
- 1.3.10 仮囲いの仕様は、別に定めがない場合に限り、ガードフェンス（H1800）単管支柱（控え付き）とする。  
仮囲い

### 4節 現場事務所

- 1.4.1 現場事務所（請負業者の工事管理事務所をいう。以下同じ。）には、各設計図書、原図類、施工図、施工計画書、各データ綴り及びその他工事関係書類を常に整備をしておくこと。  
工事関係書類
- 1.4.2 現場事務所内は常に清掃し、整理整頓をすること。  
整理整頓

1.4.3 現場事務所は、周辺の状況に配慮した配置計画をすること。

#### 配置計画

#### 5節 現場員の配置人数

1.5.1 人員については、工事内容及び状況により、適切な人員配置を行うこと。

#### 人員配置

#### 6節 監督員事務所

1.6.1 監督員事務所の設置については特記による。

#### 監督員事務所

#### 7節 火気の手扱い

1.7.1 作業で火気を使用する場合は、事前に監督員に報告すること。

#### 火気の使用

1.7.2 火気の使用、溶接、圧接等の作業の際は、周囲の可燃物の除去又は養生した上で作業にあたること。

#### 火気の手扱い

1.7.3 作業で火気を使用する場合及び暖房機器の使用をする場合は、付近に必ず消火器を設置すること。

#### 消火設備

1.7.4 暖房機器の使用については、周辺に可燃物を置かないなど防火上の十分な配慮をすること。また、現場員又は監督員が在室している時に限り使用すること。短時間でも場を離れる時には必ず消火をすること。

#### 暖房設備

1.7.5 現場内には喫煙所を設置し、これ以外での喫煙は行わないこと。なお、現場事務所及び監督員事務所内については禁煙とすること。

#### 喫煙所

1.7.6 現場内での焼却行為及び焚火は禁止する。

#### 焼却行為

#### 8節 工事实績情報(CORINS)

1.8.1 (a) CORINSの登録は500万円以上の工事(修繕を含む)とする。

登録 (b) 登録には(財)日本建設情報総合センターの様式を使用する。

登録 (c) 請負金額500万円以上2500万円未満の工事の場合については、受注、訂正時のみ登録をするものとする。

1.8.2  
手 続 き

(a) 手続きは、次のとおりとする。

工事受注時：契約後10日以内

登録内容変更時：変更契約締結後10日以内

工事完成時：工事完成後10日以内

(b) 登録後すみやかに「受注登録工事カルテ受領書」の写しを提出する。

9節 竣工図作成要領

1.9.1  
竣 工 図

(a) 竣工図の表紙には、次図のような必要事項を記入する。ただし、監督員の指示がある場合にはこれに従う。また、文字の色は黒色とし、大きさの指定はない。

(b) 製本テープは次のとおりの色分けを行う。(背止めテープ色)

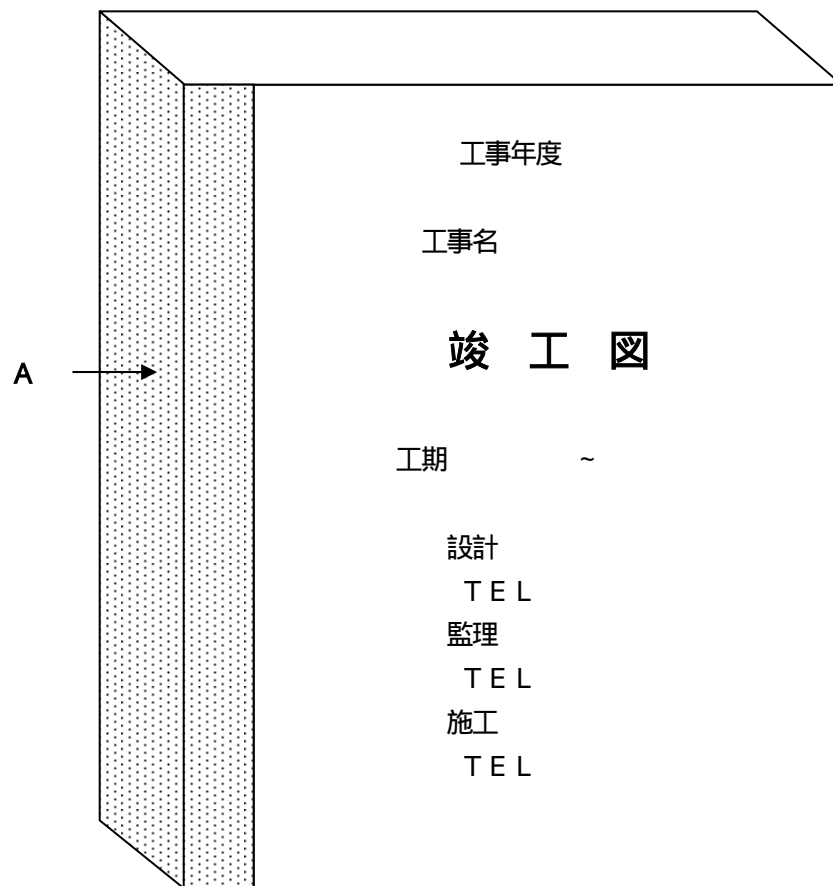
建築 黒色

電気 黄色

衛生 青色

空調 青色

(c) A矢視面に記入できるもののみ工事年度及び工事名を記入する。



10節 マイクロフィルム・電子データの作成及び提出要領

1.10.1  
竣 工 図

マイクロフィルム・電子データは次の要領により作成し提出すること。

1.10.2  
提出物  
及び数量

提出物及び数量は次のとおりとする。

- (1) マイクロフィルム 1組  
プラスチックリールに巻いたうえ、工事名及びリールを記入した保存用容器に収めたもの。
- (2) 電子データ 2組  
媒体はCD等データの容量に適したものとし、工事名及びマイクロ番号を記入したラベルを貼り付け、保存用ケースに収めたもの。
- (3) マイクロフィルム・電子データ検索票(図面台帳) 1組 (様式4)

1.10.3  
撮影番号

マイクロフィルム・電子データ撮影番号は次のとおりとする。

- (1) 撮影番号は、マイクロフィルム通し番号を基本とする。なお、その撮影番号は、市監督員の提示するマイクロフィルム・電子データ撮影指示書による。(様式1)
- (2) 原図に、指示されたマイクロフィルム撮影番号を記入したあと撮影を行なう。
- (3) 記入する番号、記号は10mm以上のゴム印等を使用する。(撮影NO.は枠内に収まるサイズを使用すること。)

1.10.4  
マイクロフィルム  
の作成

マイクロフィルムの作成は次のとおりとする。

- (1) 作成は竣工図のみとする。
- (2) フィルムの形式は、ロールフィルムとし、銀塩フィルムを使用する。
- (3) フィルムを作成するときは、撮影指示書(様式1)に従わなければならない。
- (4) ターゲット等の撮影順序は、次のとおりとする。

図面	図面		解像力 テスト	リール No.
----	----	--	------------	------------

- (5) 2以降のフラッシュターゲットは3m(60コマ)ごとに2コマずつ撮る

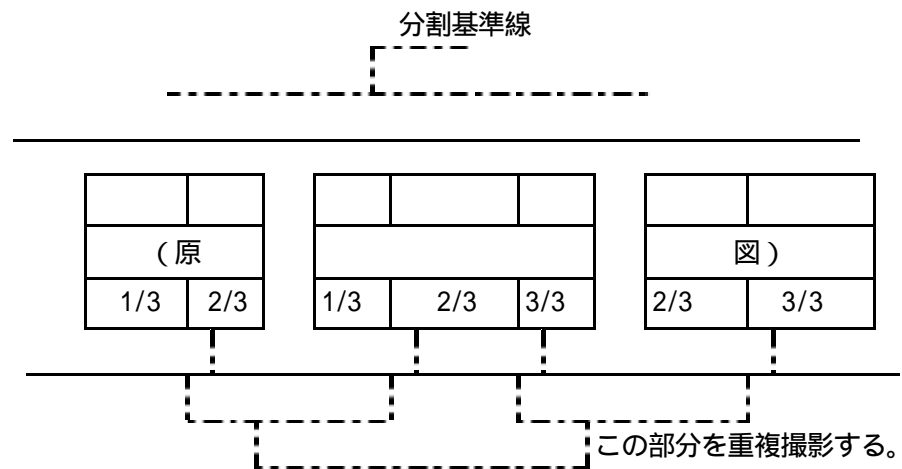
1.10.5  
電子データ  
の作成

電子データの作成は次のとおりとする。

- (1) 電子データの作成はマイクロフィルム作成後に行うものとする。
  - (2) 電子データには、図面検索データとしてCSV方式で次の事項を記入する。
    - (イ) 施設名称
    - (ロ) 工種(意匠・構造・電気・衛生・空調等)
    - (ハ) 工事名
  - (二) 図面名
  - (ホ) マイクロNo.
  - (ヘ) 補助No.
  - (ト) 元号
  - (チ) 年度
  - (リ) 媒体No.
  - (ヌ) フィルム保存箱No.
- (3) CSVデータ入力書式は 施設名称～ 図面名までは全角漢字モードとし、以降は半角数字で入力するものとする。

1.10.6  
マイクロフィルム  
作成仕様

- (a) マイクロフィルムの作成仕様は次のとおりとする。
- (1) 撮影機(様式2)は、中心部で150本/mm以上、周辺部で120本/mm以上の解像力を有するレンズを装着していなければならない。
  - (2) 使用フィルムは、大きさ35mm孔無しフィルムとする。また、HR、AHUタイプ又は、これと同等品以上のものを使用すること。
  - (3) 縮小率は、A0版は、30分の1、A1版は、21分の1、A2版は、15分の1とする。また、B版については、A版の大きさに換算してもっとも近い縮小率とする。
  - (4) 撮影に際しては、照明むらの無いように、押さえガラスを使用する等、映像物に影が生じないようにしなければならない。また、細い線が飛ぶ場合を除き、原則としてバックランプ方式によること。
  - (5) 図面を撮影するときは、センターマーク及びスケールをかならず挿入して原図とともに撮影する。
  - (6) センターマークは、フィルムの上下につけ、原寸で太さ0.5mm~1.0mmとする。
  - (7) スケールは、左下部空白部に付け、幅15mm、長さ200mm(1mm間隔目盛)とする。
  - (8) フィルム1コマの大きさは、32mm×45mmとし、プルダウンは、50.8mmとする。
  - (9) 撮影は1コマ1画面とする。ただし、次の場合は、以下に記す方法で撮影を行う。
  - (10) 1コマ内に収納することが困難な図面は、2コマ以上に分割することができる。また撮影方法は以下の図のとおりとし、分割番号を、図面の左から1/3,2/3,3/3(3分割の場合)のごとく表示する。



- (b) 現像処理
- (1) 現像後のフィルム濃度は、黒い部分で0.9~1.1の範囲、白い部分は、支持体濃度とカブリ濃度の合計0.3以下でなければならない。
  - (2) 現像処理は、経年変化によるフィルムの変色、退色等がなく、良好に保存ができるよう現像水洗等の化学処理を完全に行なうものとし、未還元銀やハイポ残留不純物のないよう十分留意しなければならない。
  - (3) 現像後の出来上がりフィルムに対しては、パーマフィルム保護加工をしなければならない。
- (c) 現像後の検査
- (1) 検査は、日本マイクロ写真協会基準 JMAS-T-1-1963 に記載の現像処理後のマイクロフィルム検査基準に基づかなければならない。

(2) 上記の基準の他、次の各号に掲げる事項についても検査し、欠点項目の一にも該当してはならない。

(d) 透視検査

- (1) フィルムを損傷しない装置を施したリーダーを用い、1コマ1コマを10ないし14.5倍の倍率で、次の欠点分類表に掲げられた欠点の有無について検査すること。
- (2) 濃度不良で文字、記号が薄くてはっきりしない復元不適なもの。
- (3) 何かの陰影により線が途切れていたり、薄くなったりして復元不能なもの。
- (4) 焦点がぼけているものや資料の抜けがあるもの。
- (5) 仕上がりのコマの中心線がミスしているもの。
- (6) フィルム上に裂目、又は処理汚染のあるもの。
- (7) 映像部中に異物があるもので、仕上げりコマの外線に影響を与えるもの。
- (8) 映像のバックグラウンドに塵がついているもの。

(e) 復元検査

二重撮影、撮影漏れなどを検査するもので、同一マイクロフィルム画面から連続する2コマを抽出し、マイクロフィルムの技術的性能に従って、印画紙焼付を行なうものとし、2つの印画紙について明瞭度及び判読性の試験をおこなうこと。

(f) フィルム仕上げ

フィルム仕上げにあたっては、25mm中に0.005g/mm以上の未還元銀があってはならない。

(g) 化学検査

- (1) 残留銀検査ST - 1 2~3分反応
- (2) 残留ハイポ検査 昇降法 2~3分反応

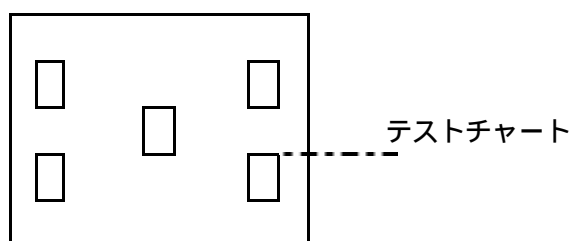
(h) 縮小率検査

- (1) 被写体図面と、それを撮影したマイクロフィルム映像画面の上部一辺から算出した縮小率と、撮影指示書による縮小率との誤差は $\pm 0.9$ 倍以下とする。
- (2) 縮小率検査マイクロフィルム1巻のなかから、1/30、1/21、1/15のフィルムをそれぞれ1点について検査するものとする。

(i) 解像力テスト

次の配置でテストチャートを5箇所撮影し、解像力テストチャートの出来上がりフィルムを原寸に拡大し、150本/mm以上の解像を示さなければならない。

また、A2版の四隅と中心5箇所テストチャートを配置すること。



(j) 検査は日本マイクロ協会又は同協会のマイクロフィルム技術者資格を有する者が実施する。(様式3)

1.10.7  
電子データの  
作成仕様

- 電子データの作成仕様は次のとおりとする。
- (1) スキャンングするものは設計図、各種計算書及び施工図とする。
  - (2) 読み取り解像度は200dpiとする。
  - (3) 読み取りサイズは原寸大サイズとする。
  - (4) イメージファイルのデータ形式はシングルTIFFとする。
  - (5) スキャンング入力後全てのイメージデータと原図を照合し画質確認を行う。
  - (6) 検査終了後、検索データ一覧表の印刷を行う。

1.10.8  
その他

この基準に定めが無い事項については、監督員と協議し処理をすること。

11節 提出書類

1.11.1  
適用

本市が発注する工事については、次の書類等を提出する。ただし提出書類の内容は監督員の指示による。

書類名等	提出先	部数	様式
着手・現場代理人等通知書	契約検査課 チェック後建築住宅課へ	2	契約検査課
工程表	契約検査課 チェック後建築住宅課へ	2	契約検査課
材料メーカー届	契約検査課 チェック後建築住宅課へ	2	契約検査課
実施工程表	建築住宅課	2	任意
総合施工計画書	建築住宅課	2	任意
仮設計画書	建築住宅課	2	任意
工種別施工計画書	建築住宅課	2	任意
勤労者退職金共済証紙購入状況報告書 (建設業)	契約検査課	1	契約検査課
工事实績情報の写し(CORINS)	建築住宅課	1	日本建設情報 総合センター
各施工図	建築住宅課	1	任意
施工体制台帳	契約検査課 チェック後建築住宅課へ	1	任意
施工体系図	契約検査課 チェック後建築住宅課へ	1	任意
下請負業者編成表	契約検査課 チェック後建築住宅課へ	2	契約検査課
溶接資格者証明	建築住宅課	2	任意
圧接資格者証明	建築住宅課	2	任意
コンクリート配合報告書	建築住宅課	2	任意
コンクリート打設計画及び実施表	建築住宅課	1	任意 (建築住宅課参考有)
杭打ち計画書	建築住宅課	2	任意

杭打ち結果報告書	建築住宅課	1	任意
土砂搬入(変更)申込書	指定処分場	1	神奈川県
発生土 処理計画書	建築住宅課	2	任意
発生土 処理報告書	建築住宅課	1	任意
コンクリート塊等搬入(変更)証明書	建築住宅課	3	神奈川県準用様式 (平塚市 まちづくり政策課)
コンクリート塊等搬入完了報告書	建築住宅課	1	神奈川県準用様式 (平塚市 まちづくり政策課)
再生骨材使用数量報告書	建築住宅課	1	神奈川県準用様式 (平塚市 まちづくり政策課)
産業廃棄物・建築副産物処理計画書	建築住宅課	2	任意
産業廃棄物・建築副産物処理報告書	建築住宅課	1	任意
建築副産物実態調査書	建築住宅課	1	国土交通省
アスベストを原材料としていない証明書	建築住宅課	1	任意
鋼材証明書(ミルシート)	建築住宅課	1	任意
工事材料検査調査書	建築住宅課	1	建築住宅課
日報	建築住宅課	1	任意
安全管理記録	建築住宅課	1	任意
工事打合せ簿	建築住宅課	1	契約検査課
検査結果報告書	建築住宅課	1	任意
工事写真	建築住宅課	1	任意
諸試験結果報告書	建築住宅課	1	任意
材料使用量確認報告書	建築住宅課	1	任意
各保証書	建築住宅課	3	任意
竣工写真	建築住宅課	2	個別指示による
性能等証明書	建築住宅課	1	任意
完成通知書	建築住宅課	1	契約検査課
高度技術・創意工夫・社会性等に関する 実施状況	建築住宅課	1	契約検査課
製品安全データシート(MSDS)	建築住宅課	1	任意
各報告書	建築住宅課	2	任意
竣工図	建築住宅課	3	
マイクロフィルム	建築住宅課	1	
電子データ	建築住宅課	2	
引き渡し授受書	施設管理担当者	2	任意 (建築住宅課参考有)
年末年始現場管理報告書	建築住宅課	1	まちづくり政策課
納入仕様書	建築住宅課	2	任意
諸官庁申請書	各申請書による	-	各省庁書式

## 2章 建 築

### 1節 総 則

2.1.1 適用 本章の規定は、本市が発注する建築工事に適用する。

2.1.2 一般仕様 本章に規定する以外の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「営繕建築仕様」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下「営繕改修仕様」という。）によるものとする。ただし、本章中、営繕建築仕様又は営繕改修仕様に定めのない項目については、日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）によるものとする。なお、公共住宅建設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書（以下「公住建築仕様」という。）によるものとする。

2.1.3 仕様書 特殊な建築で別に仕様書を定めたときは、その仕様書を優先する。

2.1.4 優先順位 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表のとおりとする。ただし、公共住宅建設工事については1、2、3、6、4、5の順序とする。

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等
2	設計図書補足事項及び質問回答書
3	平塚市建物工事仕様書
4	営繕建築仕様、営繕改修仕様
5	日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）・同解説
6	公住建築仕様及び同解説
7	設計書（参考）

### 2節 一般共通事項

2.2.1 監督員の権限 設計図書の指示事項及び記載事項に基づいて現場代理人及び現場責任者に行う指示、承諾及び検査は、すべて監督員の権限において行うものとする。

2.2.2 疑義が生じた場合の処理 設計図書との内容に相違がある場合、設計図書に明記されていない場合、その他疑義を生じた場合又は技術上欠くべからざるものがある場合については、監督員の指示に従って施工しなければならない。

2.2.3 軽微な変更 軽微な変更は、監督員の指示に従って行い、請負金額の増減は行わないものとする。

- 2.2.4 着工に先立ち材料メーカー届を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
- 材料メーカー届の提出
- 2.2.5 施工体制台帳及び施工体系図を遅滞なく提出しなければならない。ただし、下請負契約の総額が3千万円未満（建築一式工事については4千5百万円未満）の工事については、下請負業者編成表を提出しなければならない。
- 施工体制台帳の提出
- 2.2.6 (a) 使用する材料が、規格等（「営繕建築仕様」で規定している規格（日本工業規格（以下、JISという。）、日本農林規格（以下、JASという。）等）、（社）公共建築協会編集・発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」に記載されている材料、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書（最新版）別冊 部品及び機器の品質・性能基準」を満たす機材（（財）ベーターリビングのBL認定品等）などで品質・性能保証されている場合は、その規格等の種類番号を「材料メーカー届」に記載し、規格等が確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。それ以外の材料については、設計仕様に適合することが確認できる資料を監督員に提出する。
- 材料等の承諾願
- (b) 特に監督員が指示したものの以外はアスベストを原材料としていない証明書を提出しなければならない。
- 2.2.7 (a) 材料試験の成績表は、直ちに監督員に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 材料試験等
- (b) 材料の試験に要する費用は、請負業者の負担とする。
- 2.2.8 敷地の境界の確認並びに建物の配置、とおり芯及びG.L.等の決定は、必ず監督員立会いのうえで行わなければならない。
- 敷地境界線G.L.等の決定
- 2.2.9 (a) 各工事は、あらかじめ監督員が指定した工程に達したときは、監督員の検査を受け、合格の承諾を得た後に次の工程に進まなければならない。
- 施工中の工程の検査
- (b) 前項の検査が不可能又は困難な工事は、監督員の立会いのもとに施工しなければならない。
- 2.2.10 (a) 工事現場の管理は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）及びその他関係法規に従い遺漏のないように行わなければならない。
- 工事現場
- (b) 工事現場への作業員及びその他の者の出入りの監督、風紀衛生の取締り並びに火災、盗難、風水害等の事故防止について十分に注意しなければならない。
- (c) 災害、公害等が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、その経緯を監督員に報告しなければならない。

(d) 工事に関して、第三者からの説明の要求又は苦情があった場合は直ちに誠意を持って対応し、その経緯を監督員に報告しなければならない。

2.2.11  
養生

- (a) 工事建物の工種ごとに必要な養生をし、監督員が必要と認めた場合は、隣接建物、敷地周辺の道路その他の工作物に対して損傷を生じないよう適当な養生を施さなければならない。
- (b) 工事中に隣接建物、敷地周辺の道路その他の工作物に損傷を与えた場合は、請負業者の負担をもって速やかに原形に復さなければならない。

2.2.12  
工事写真

- (a) 工事写真は、別に定める平塚市工事写真撮影要領（建築、設備工事）に基づいて撮影し、監督員に提出しなければならない。
- (b) JIS及びJASの製品については、原則としてマークをいれて撮影しなければならない。

2.2.13  
発生物件の処理

特殊発生物件、根切り工事に伴う予想外の重大な障害物件又は重要物件等が発見されたときは、その部分の記録写真を撮影するとともに直ちに監督員に報告し、その指示に従って工事の進捗よくを図らなければならない。

2.2.14  
提出書類

- (a) 工事完成後の提出書類等の書式及び内容は、次表の定めるところによる。ただし監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出部数	摘要
1	竣工図書	1部	
2	竣工図	3部	A1判又はA2判観音開き製本。施工図含む。1.9竣工図作成要領による
3	竣工写真	2部	外部3方向以上、内部各室2方向以上キャビネ版をアルバムに入れる。
4	マイクロフィルム	1部	1.10マイクロフィルム・電子データの作成及び提出要領による 電子データの1部は竣工図書として提出。
	電子データ	2部	
5	予備品	1式	機器予備品及び監督員が指示するもの。

- (b) 竣工図書に綴じ込む内容は、次表の定めるところによる。  
ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出部数	摘 要
1	引き渡し授受書	2部	引き渡し書類等の目録含む。(1部返却)
2	鍵リスト	1部	鍵は名称プレートを付け引渡しのこと。
3	各機器保証書	1部	
4	保守管理注意書	1部	緊急連絡先リスト含む。
5	各機器取扱い説明書	1部	
6	各種試験成績表	1部	(写し)、各官公庁申請書含む。
7	各機器予備品リスト	1部	
8	各機器完成図	1部	
9	電子データ	1部	

2.2.15  
関係業者と  
仮設設備

- (a) 別途発注の各工事の関係者は、工程、構造及び仕上げ等について、常に協議し、工事の進捗よくに遺漏のないようにしなければならない。  
(b) 請負業者は、前項の工事のため設置した足場、棧橋、仮設動力、仮設給水、仮設搬出入口及び仮設道路等を別途発注工事の他の業者に、無償で貸与させることができるものとする。

2.2.16  
材料検査等

検査又は試験に合格した搬入材料は、場内の適正な場所に整頓して保管し、不合格となった材料は、直ちに場外に搬出し、速やかに代品を納入して工事の進捗よくに支障のないようにしなければならない。

2.1.17  
支給材料

支給材料の引き渡しを受ける場合は、監督員の立会いのうえ検収し、検収後は、その保管を適切に行わなければならない。

2.2.18  
再生骨材

再生骨材を使用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び再生骨材に関する事務取扱要領」(神奈川県土木部)を準用する。

2.2.19  
産業廃棄物の  
処 分

- (a) 産業廃棄物は、極力少量となる様努力するとともに、特に監督員の指示のない限りすべて分別し場外に搬出し、処分しなければならない。この場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)および建設リサイクル法等により適切に処分を行うこと。  
(b) 処分場搬入時の写真(搬入車両と処分場の特定できるもの)を提出すること。  
(c) 特記なきは6章解体工事による。

- 2.2.20 跡片付け 工事中はもとより工事完了に際しては、建物の内外の跡片付け及び清掃は、特に入念に行わなければならない。
- 2.2.21 指示、承諾及び打合せ事項の記録 監督員の指示又は承諾事項及び監督員との打合せ事項について、文書に記録し、監督員の承諾を受けなければならない。
- 2.2.22 各種資料の提出 監督員は必要と認めた場合には、各種の報告等の資料を提出するよう請負業者に指示する事ができる。
- 2.2.23 官公署等の手続き 工事に伴う諸官公署に対する手続は、すべて請負業者が行い、その費用は、請負業者の負担とする。
- 2.2.24 各種技能士 資格を有する各種技能士の採用を極力心掛け、各工事の施工及び出来形の向上を図ること。
- 2.2.25 建設機械 工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型とする。
- 2.2.26 創意工夫等 工事施工において立案実施した創意工夫や技術力に関する事項又は地域社会への貢献として評価できる項目について所定の様式により提出することができる。
- 2.2.27 室内空気汚染対策 (a) ホルムアルデヒド及び揮発性有機物質等有害物質の室内濃度に関して厚生労働省が定めた指針値以下とすること。  
(b) 建物内部に使用する材料及び副資材のうちJIS又はJAS等にホルムアルデヒド放散量の規定のあるものは、F を使用し、かつ揮発性有機物質の放散量の極力少ないものを使用すること。

### 3節 仮設工事

- 2.3.1 ベンチマーク (a) 監督員の指示に従い敷地を調査し、ベンチマークを設けなければならない。  
(b) 前項のベンチマークの設置箇所及び数等は建物規模により監督員の指示を受けなければならない。
- 2.3.2 仮囲い (a) 工事期間中は、監督員が指示する範囲に仮囲いを設けなければならない。  
(b) 前項の仮囲いの構造及び高さ等については、設計図書による。
- 2.3.3 枠組足場 (a) 「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月改正)(以下「ガイドライン」という)によるものとする。  
(b) ガイドライン別紙「手すり先行工法による足場設置基準」2(2)による働きやす

- い安心感のある足場とし、「改善措置機材設置型」による場合は同基準2(3)「改善措置機材の種類、使用方法等」のオ「幅木」は設置するものとする。
- (c) 工事着手前に、足場の種類及び設置方法等について監督員と協議しなければならない。

#### 2.3.4 機械設備等

工事に使用する機械、器具、仮設用水設備及び仮設電気設備は、特記のない限り、敷地内外の設備を含めてすべて請負業者の負担とする。

### 4節 土工事

#### 2.4.1 地業

- (a) 直接基礎、一般土間及び布基礎下で特記のない場合は、砕石による砂利地業とする。くい地業による基礎下及び地中梁下で、砂利地業とあるものについては、砕石の敷込みとすることができる。
- (b) 小規模な地業部分は、監督員の承諾を得て手だこで突き固めることができる。
- (c) 地盤の状況により工法等が不相当と思われるときは、監督員の承諾を得て他の工法によることができる。

#### 2.4.2 完成時の整地等

- (a) 工事建物の周囲、作業場跡、仮設建物跡等の工事のために使用した場所は、完成工期内に凸凹を整地し、木片、コンクリート片、砂利、鉄片及びその他これらに類するものを撤去清掃し、水はけをとり、平滑に仕上げなければならない。
- (b) 工事の施工のために敷地形態、既存建物その他の物件に何らかの手を加えた場合において原形に復するときは、着工前の姿に忠実に復旧しなければならない。

#### 2.4.3 再生砕石の 取扱い

設計図書に定められた以外に再生砕石の活用を行う場合は監督員と協議する。

### 5節 くい地業工事

#### 2.5.1 適用

本節は既製コンクリートくい事業工事に適用する。

#### 2.5.2 くいの施工

- (a) くいの施工は、くいメーカー及びくい施工業者の責任施工とする。
- (b) くいの施工は、(社)コンクリートパイル建設技術協会の技術講習会受講修了者の管理下で行うこと。

#### 2.5.3 くいの納入

くいの納入に当たっては、あらかじめ、納入時期、納入場所、寸法及び本数等を監督員と協議し、監督員の検査を受けなければならない。

#### 2.5.4 試験くい

試験くいは、本くいに併用する。

2.5.5 溶接機は交流アーク又は直流アーク溶接機とし前条の溶接棒に対して十分な容量を有するものを使用しなければならない。

- 2.5.6 溶接施工
- (a) 上ぐい、下ぐいと軸線が一致するように仮締め治具を用いて施工しなければならない。
  - (b) 溶接は、まず4点以上を仮付溶接し、対称を保つように両方向にすすめて行うものとする。
  - (c) 作業中の溶接棒の保持は、適当なアーク長さや角度を保ち、かつ、運棒に注意し、十分な溶け込みを確保しなければならない。
  - (d) 溶接後はスラグを取り除き、目視等により欠陥がないか確認しなければならない。

## 6節 鉄筋コンクリート工事

2.6.1 セメント  
セメントは、JIS R 5210に規定する普通ポルトランドセメントとする。ただし、工期その他の都合により監督員が必要と認める場合は、早強ポルトランドセメントを使用することができる。

2.6.2 強度  
特記のない限り構造体コンクリートの設計基準強度は、 $21\text{ N/mm}^2$ とし、非構造体コンクリートの設計基準強度は、 $18\text{ N/mm}^2$ とする。又、均しコンクリートの設計基準強度は、 $15\text{ N/mm}^2$ とする。

- 2.6.3 配合計画及び打設計画等
- (a) コンクリート工事に先立ち、コンクリートの配合計画書を提出し承諾を受けなければならない。
  - (b) コンクリート打設前に「コンクリート打設計画及び実施表」を提出し、承諾後返却する。コンクリート打設後は速やかに実施結果を追記し、提出しなければならない。

2.6.4 コンクリート強度試験  
コンクリート強度試験は、第三者公的検査機関又はそれに準ずる機関のうち監督員の認めた機関によらなければならない。

2.6.5 打継ぎ箇所の処理  
コンクリートの外部に面する水平打継ぎ部分は、雨水の浸入を防ぐため外勾配としなければならない。

- 2.6.6 型枠仕様等
- (a) 型枠は、原則として複合合板を使用するものとする。なお、コンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、吹付け又は塗装の仕上げを行う場合を含む）を施工する部分は、新材の2回使いを限度とする。
  - (b) 型枠を外した後、コンクリート面に目違い、豆板、気泡等のあるときは、専門職により補修を行い、監督員の検査を受けた後、仕上げ工程に進まなければならない。

2.6.7 スランプ 施工場所によるスランプは、次の表のとおりとする。ただし、施工上困難な場合は、監督員の承諾を得て変更することができる。

	施工場所	スランプ[cm]
構造部分	基礎・地中梁	15
	軸組(柱・梁・壁・スラブ)	18
非構造部分	均しコンクリート	15
	その他	18

注：減水剤を使用すること。

2.6.8 鉄筋 鉄筋は、JIS G 3112に規定する熱間圧延異形棒鋼A類SD-295A・345とする。ただし、使用区別は、設計図書によるものとする。

2.6.9 継手 (a) 鉄筋継手は、径19mm以上はガス圧接とする。ただし、特記のある場合は、この限りでない。またガス圧接が不可能な場合は、監督員の承諾を得て重ね継手とすることができる。  
(b) ガス圧接部の抜取試験は、第三者公的検査機関又はそれに準ずる機関のうち監督員の認めた機関によらなければならない。

2.6.10 少量のコンクリートの取扱い 小規模な量のコンクリートを使用する場合で、構造上特に重要でない認められるときは監督員の承諾を得て、JIS表示認証工場の製品を使用しないことができる。

## 7節 鉄骨工事

2.7.1 規格及び材質 鋼材、溶接棒の規格及び材質は、次のとおりとする。  
(1) 鋼材 鋼材の材質は、特記のない限りJIS G 3101に規定するSS400の規格品とする。  
(2) 溶接棒 被覆アーク溶接棒は、JIS Z 3211に規定する軟鋼用被覆アーク溶接棒とし、溶接条件に適したものを監督員の承諾を得て使用しなければならない。

2.7.2 工作図及び現寸図 (a) 設計図書に基づき工作図を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。  
(b) 監督員の指示がある場合は、原寸図(型板及び定規を含む。)を作成しなければならない。

2.7.3 さび止め塗装 さび止め塗装は、特記のない限りシアナミド鉛とし、塗装回数については、特記による。

## 8節 組積工事

2.8.1 コンクリートブロック造りのブロック内配筋は、特記のない限り縦及び横筋はD10ピ  
配筋 ッチ400mmとし、開口部周囲、出隅、入隅及び交差部はD13とする。

2.8.2 PS等のコンクリートブロック積の場合、縦筋は差筋に溶接すること。  
PS等の  
コンクリート  
ブロック積み

## 9節 防水工事

2.9.1 防水下地の均しモルタル又はコンクリート打ち同時金ゴテ仕上面は水勾配をよくし、平  
下地 滑に仕上げ、監督員の検査を受け、合格した後に次の工程に進まなければならない。

2.9.2 アスファルト防水は、特記のない限り屋外については営繕建築仕様表9.2.3のA-2  
アスファルト とし、屋内（便所等を含む）については、表9.2.8のE-1とし、非歩行用その他の部  
防 水 分は特記による。

2.9.3 シート防水は、合成高分子ルーフィングを使用し、厚さは、設計図書に記載の寸法とす  
シート防水の る。  
仕 様

2.9.4 (a) 防水工事を行った場合、防水施工下請業者、防水材メーカーと連署した保証書を提  
保証書の提出 出しなければならない。  
(b) 前項の保証書期間は、アスファルト防水及びシート防水は10年間、塗膜防水、モ  
ルタル防水及びシーリング材は5年間とする。

2.9.5 モルタル防水は、セメント系防水剤を使用する。  
モルタル防水

## 10節 タイル及び石工事

2.10.1 タイル、天然石及びテラゾーは見本品を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。  
見本品の提出

## 11節 木工事

2.11.1 使用木材の現場搬入時における含水率は、営繕建築仕様表12.2.1のB種とする。  
含 水 率

- 2.11.2 寸法の決め方 設計図書に記入された木材の寸法は、特記のない限り、次のとおりとする。
- (1) 木造建築物にあっては、見え隠れ材及び見え掛り化粧材ともにひき立て寸法とする。
  - (2) 主体構造が木造以外の建築物で、内部を木造とするものにおいて、見え隠れ材及び見え掛り化粧材ともにひき立て寸法とする。
  - (3) 主体構造が木造以外の建築物の内装等の木造下地材にあっては、ひき立て寸法とし、見え掛り化粧材(単体で取付けるものを含む)は、仕上げ寸法とする。
  - (4) 公営住宅にあっては、すべて仕上げ寸法とする。

- 2.11.3 躯体との取付方法 コンクリートに接する出入口のわく等のコンクリート躯体との取り付けは、接着剤とわく付金具等との併用工法とする。

## 12節 金属工事

- 2.12.1 ルーフドレイン ルーフドレインは、鋳鉄製とする。

- 2.12.2 塀と い 特記のない限り硬質塩化ビニル管(VP)とし、図示された位置に取り付けなければならない。

- 2.12.3 金属製目地 張りのない目透し張りボード仕上げのときは、野縁と直角方向の目透し部分の目地底を金属製としなければならない。

- 2.12.4 ノンスリップ 材質は、特記のない限りステンレス製とする。

- 2.12.5 カーテンレール カーテンレールの両そでのかかりは、監督員の指示のない限り50mmとする。

- 2.12.6 丸 環 屋上の丸環の取付方法は、コンクリート打設前に構造体鉄筋に緊結する。

- 2.12.7 取付け方法 (a) 諸金物の取付方法はコンクリート打込みとし、すべて構造体鉄筋にアーク溶接をする。また、PC板の場合は、あらかじめPC板に埋め込まれたアンカー金物にアーク溶接をしなければならない。
- (b) ホールインアンカーを使用する場合は、監督員の承諾を受けなければならない。

- 2.12.8 見本品の提出 市販品の既製品金物は見本品を提出して監督員の承諾を受けなければならない。

## 13節 左官工事

- 2.13.1 モルタルの上塗り乾燥後、クラック、浮上り等が生じた場合は、速やかに監督員の指示に従って適切な処置を施さなければならない。
- 2.13.2 床モルタルの目地切り  
原則として目地切りとする。ただし、モルタル塗りの上に表面仕上げをする場合は、特記のない限り目地切りは、省略することができる。
- 2.13.3 モルタルの調合等  
モルタルは、現場で調合したものを使用し、下地は、十分に清掃し、接着剤又はクラック防止剤を塗布し、又はクラック防止剤が混入されたものを使用して入念に施工しなければならない。ただし、床モルタル及び床下地モルタルは、1回の施工数量が50㎡以上ある場合は、モルタルコンクリートを使用することができる。
- 2.13.4 壁モルタルの目地切り  
壁モルタル塗り仕上げで1区画の面積が大きい場合の目地切りの位置は営繕建築仕様表11.1.1による。
- 2.13.5 下地の種類が異なる場合の処理  
壁モルタル塗りの場合で下地が異質なものの境目には、メタルラス張りをを行い目地を設ける。
- 2.13.6 人造石の研ぎ出し及び洗い出し  
人造石の研ぎ出し及び洗い出しは、原則見本品を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。
- 2.13.7 複層仕上塗材  
複層仕上塗材（外壁防水形含む）は、特記のない限り防水形複層塗材Eとする。
- 2.13.8 防水型複層仕上塗材の保証書の提出  
(a) 防水形複層仕上塗材工事を行った場合、防水形複層塗材を施工した下請業者及び材料メーカーと連署した保証書を提出しなければならない。  
(b) 前項の保証期間は5年間とする。
- 2.13.9 仕上塗材の見本板試験吹き  
(a) 仕上塗材の施工前に、監督員の指示した色彩で、各工程が確認できる見本塗板を提出しなければならない。  
(b) 監督員の指示がある場合、監督員の立会いのもと現場にて試験吹きを行い色彩及び塗布量の確認を受けなければならない。

## 14節 建具工事

- 2.14.1 設計図書に記入された部材寸法は、仕上がり寸法とする。  
寸法の決め方
- 2.14.2 建具金物は、建具表により見本品を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。  
見本品の提出
- 2.14.3 建具の錠は、設計図書に特に記載のない限り、マスターキーを使用できるようにしなければならない。  
マスターキー
- 2.14.4 (a) 防火(防煙)シャッターの煙感知器との連動工事は、自閉装置取付け、結線及び調整  
工 事 区 分 までを建築工事とする。  
(b) 防火戸の自閉装置の取付用下地補強は、建築工事とする。
- 2.14.5 網戸の網は、特記のない限りステンレス製防虫網とする。  
網 戸

## 15節 ガラス工事

- 2.15.1 ガラスは、監督員の指示がある場合、材種により見本品を提出し、承諾を受けなければならない。  
見本品の提出
- 2.15.2 (a) アルミニウム製建具のガラス止め材は特記のない限りシリコン系シーリングによるものとする。  
ガラス止め材 (b) アルミニウム製建具以外のガラス止め材については特記のない限り監督員の指示による。
- 2.15.3 (a) 窓ガラスに貼る飛散防止フィルムは、ポリエステルフィルムの素材とし、JIS A 5  
飛 散 防 止 7 5 9 の 4 第 2 種 に 規 定 す る 性 能 を 有 す る も の と し、材厚 5 0 μ 以上とする。  
フ ィ ル ム (b) 貼り付け後の性能については、JIS A 5 7 5 9 の 5 ・ 6 に 規 定 す る ガ ラ ス 飛 散 防 止  
性 能 を A 法 で 満 足 し、かつ B 法 の D 1 ラ ン ク を 有 す る こ と。  
(c) フィルムは、建築基準法第 2 条第 9 号に定める不燃材とする。  
(d) 外貼りについては、フィルムにも紫外線吸収処理を施したものをを使用すること。

## 16節 塗装工事

2.16.1 色彩及び仕上げ程度は、色見本及び現場試験塗り等によって監督員の検査及び承諾を受けて決定するものとする。  
見本塗りの提出及び検査

2.16.2 設計図書記載の塗装符号の種別等は、次の表のとおりとする。  
符号及び種別

略号	塗装種別	規格
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K
EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り	〃
EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 又は同等品
VE	塩化ビニル樹脂エナメル塗り	JIS K
AE	アクリル樹脂エナメル塗り	〃
FE	フタル酸樹脂エナメル塗り	〃
2-UE	2液性ポリウレタンエナメル塗り	〃
2-FUE	常温乾燥形フッ素樹脂エナメル塗り	〃
OSCL	油性ステインクリヤラッカ塗り	
OS	油性ステイン塗り	
OSW	油性ステインワックス塗り	
OSV	油性ステインワニス塗り	
CL	クリヤラッカ塗り	
1-UC	ウレタン樹脂ワニス塗り 1液形	
2-UC	ウレタン樹脂ワニス塗り 2液形	
PU	水性ポリウレタン塗り 1液形	

2.16.3 仕上げ程度のうち木材の樹孔及びモルタル面の気泡については、最終仕上げ面に樹孔又は気泡が残溜しないように素地ごしらえ及び仕上げ塗装を施工するように留意しなければならない。  
素地ごしらえ等の下地の種類による留意点

2.16.4  
鉄面塗装時の  
下地調整

鉄面の塗替え時の下地調整についての種別・工法・工具は、次表のとおりとする。

種別	旧塗膜の状態	除去の程度	工法・工具
1種	特に腐食が著しい。	塗膜及び錆等を全面除去する。	ショット又はグリッド工法
			サンドブラスト工法
RA2種	点錆が進行し、板状凸凹状態や、こぶ状錆となっている。 発錆面積は30%以上。	劣化し腐食が陥及及び錆等を除去し、汚膜を残す。	ディスクサンダー及びスクレーパー等によりケレンを行い、溶剤引きの後、研磨紙にて全面を平らに研磨する。
RB3種A	点錆がかなり点在している。発錆面積は15%をこえ30%未満		
RB3種B	点錆が少し点在している。発錆面積は5%をこえ15%以下。		
RB3種C	点錆がほんの少し点在している。 発錆面積は5%以下。		
RC4種	発錆がみだりわれ・ふくれ・はかれの発生が少し認められる。塗膜異常面積は5%以下。	汚れ・付着物・白亜化表面を除去する。	スクレーパー、ワイヤーブラシ等で除去を行い、溶剤引きの後、研磨紙にて全面を平らに研磨する。

- 備考 1 ショット工法 鋼鉄の丸粒による吹付作業（コンプレッサー 3.0HP以上使用）  
 2 グリッド工法 鋼鉄の角粒による吹付作業（コンプレッサー 3.0HP以上使用）  
 3 サンドブラスト工法 珪砂の吹付作業

2.16.5  
下地処理

下地調整の基本的な処理方法は、次の表のとおりとする。

旧塗膜の状態	下地調整の基本的処理方法
塗膜のはがれ	完全に除去
塗膜の粉化、脆化	完全に除去
塗膜のひび、われ、きれつ	完全に除去
塗膜のふくれ	完全に除去
発さび	完全に除去
変色、退色、つやの消失	死膜のみ除去

2.16.6  
ホルムアルデヒド  
揮発性  
有機化合物

有機溶剤系塗料を使用する場合は、その使用量を最小限に抑え十分に養生期間を設ける等の配慮をすること。

## 17節 内装工事

2.17.1 フレキシブルボードは、JIS A 5430の規定に適合する製品とし、取付けは、ドリルでせん孔のうえビス止めする。

2.17.2 ビス止め、くぎ止めもしくは接着剤又はいずれかを併用するかは、事前に監督員と協議して決定しなければならない。

2.17.3 内装材は、市販の既製品、特注品、ともに見本品を提出し、監督員の承諾を受けて使用しなければならない。

2.17.4 ビニル床シートの継目は、溶接とし、張仕舞（末端）にはシリコン系シーリング材による三角シールを施工しなければならない。

## 18節 雑工事

2.18.1 特記のない限り室名札は、アクリル製（受金物は、ステンレス製とする。）とし、形態は、両面型又は平面型とし、その使い分け及び取付場所は、監督員の指示による。

2.18.2 (a) 天井裏換気パイプは、特記のない限り外径 54mmとし、外部に面するパイプはエルボ型防虫網付きとし、他は直型とし、取付けは、図示による。

(b) 公営住宅の壁面（窓上）換気パイプは、外径 100mmとし、室内面は、回転式ガラリ付きとする。

(c) 天井内の梁貫通部分は、スリーブを清掃することにより、パイプを用いないことができる。

## 3章 電気設備

### 1節 総 則

3.1.1 適用 本章の規定は、本市が発注する電気設備工事に適用する。

3.1.2 一般仕様 本章に規定する以外の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「営繕電気仕様」という。）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「営繕電気改修仕様」という。）によるものとする。また、公共住宅建設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書（以下「公住建築仕様」という。）によるものとする。

3.1.3 仕様書 特殊な設備で別に仕様書を定めたときは、その仕様書を優先する。

3.1.4 優先順位 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表のとおりとする。ただし、公共住宅建設工事については1、2、3、5、4の順序とする。

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等
2	設計図書補足事項及び質問回答書
3	平塚市建物工事仕様書
4	営繕電気仕様、営繕電気改修仕様
5	公住建築仕様及び同解説書
6	設計書（参考）

### 2節 一般共通事項

- 3.2.1 一般事項
- (a) 次の各号に定める以外の事項については、第2章（建築）2.2一般共通事項の定めるところによる。
  - (b) 敷地境界の確認並びに電柱、キュービクル及びハンドホールの位置及びG.L.との関係を決定する場合は、原則として監督員の立会いのうえ行わなければならない。
  - (c) 別途発注の建築工事請負業者が工事のために設置した足場、栈橋、仮設電灯、仮設動力、仮設給水、仮設搬出入口、仮設道路等は、2.2.16の規定により無償で使用できる。ただし、建築工事で必要とし重量又は容量を超える機械類、電力及び水を使用する場合には、電気工事請負業者が必要な仮設を行い、料金も負担する。
  - (d) 電気及び水道の本設工事が完了した後試運転を行う場合は、市の電気及び水道等を無償にて使用できるものとする。ただし、特に定めがある場合はこれに従う。

3.2.2  
提出書類

(a) 工事完成後の提出書類等の書式及び内容は、次表の定めるところによる。  
ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出数	摘要
1	竣工図書	1部	
2	竣工図	3部	A1判又はA2判観音開き製本(施工図含む) 1.9竣工図作成要領による。
3	マイクロフィルム	1部	1.10マイクロフィルム・電子データの作成及び提出要領による。 電子データの1部は竣工図書として提出。
	電子データ	2部	
4	予備品	1式	機器予備品及びハンドホール手カギ(2本) その他監督員が指示するもの。

(b) 竣工図書に綴じ込む内容は、次表の定めるところによる。  
ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出数	摘要
1	引き渡し授受書	2部	引き渡し書類等の目録含む。(1部返却)
2	鍵リスト	1部	鍵は名称プレートを付け引渡しのこと。
3	各機器保証書	1部	
4	保守管理注意書	1部	緊急連絡先リスト含む。
5	各機器取扱い説明書	1部	
6	各種試験成績表	1部	(写)、各官公庁申請書含む。
7	各機器予備品リスト	1部	
8	各機器完成図	1部	
9	電子データ	1部	

3.2.3  
仮設工事

- (a) 次の各号に定める事項以外の事項については、2.3仮設工事の定めるところによる。
- (b) 監督員事務所は、設計図書で指示のあったときには設けなければならない。
- (c) この工事に使用する機械器具は、設計図書で指示のない限り、すべて請負業者の負担とする。
- (d) 建築工事請負業者の仮設または市の施設を使用する場合において、電気工事請負業者が使用する場所まで仮設を延長するときの費用は、すべて電気工事請負業者の負担とする。

3.2.4  
建築工事

建築工事は、2章(建築)に定めるところによる。

3.2.5  
機械設備工事

機械設備工事は、4章(機械設備)に定めるところによる。

### 3節 施工共通事項

- 3.3.1 盤類は特に指定のない限り日本工業規格、日本電機工業会規格製品とする。  
盤類の仕様
- 3.3.2 ダブル配筋壁に配管する場合は、原則としてダブル筋内部に敷設するものとする。  
壁配管の敷設
- 3.3.3 配管で屋外管端口には、エントランスキャップ等を取り付けなければならない。  
屋外管端口の処理
- 3.3.4 管、付属品及び管支持物のめっき又は塗装のはがれた箇所には、さび止め塗装をする。  
配管の保護
- 3.3.5 プレートは、監督員の指示する場合を除き角型とする。また、材質は金属製とする。ただし、木造建築のプレートは、樹脂製とする。  
プレートの仕様
- 3.3.6 地中埋設部には、埋設シート及び埋設標を設置しなければならない。  
埋設表示
- 3.3.7 スリーブ径が梁背の1/10以上及び150 以上の場合には、スリーブ補強を行わなければならない。補強方法は、営繕建築仕様による。  
スリーブ補強

### 4節 動力警報工事

- 3.4.1 電動機接続箇所等の振動を伴う部分の配管は、原則として2種金属製可とう電線管を使用しなければならない。  
振動を伴う機器の接続
- 3.4.2 (a) 電極棒は、保守管理が容易なように取付け位置等を考慮するものとする。  
電 極 棒 (b) 電極保持器は、原則として引掛型を使用しなければならない。  
(c) 複数の電極を使用した場合、各々に用途を明記しなければならない。

### 5節 電灯コンセント工事

- 3.5.1 (a) 分電盤及び器具の取付け位置は、原則として次に定めるところによるほか、監督員の指示による。  
取付け位置 (b) 分電盤は、盤の中心が床上1.5mの位置に取り付けるものとする。  
(c) スイッチは、スイッチの中心が床上1.1mの位置に取り付けるものとする。  
(d) コンセントは、コンセントの中心が床上30cmの位置に取り付けるものとする。ただし、和室の場合は床上15cmの位置とする。

- 3.5.2 (a) H f 照明器具は原則として高出力タイプとする。  
照明器具の仕様 (b) 誘導灯はLEDランプとする。

## 6節 電話及びインターホン工事

- 3.6.1 電話線架空引込みの場合は、引入口の電線管突出し部分にエントランスキャップを取り  
引入口の処理 付けなければならない。

- 3.6.2 壁付けアウトレットは、原則として中心が床上30cmの位置に取り付けるものとする。  
取付け位置 ただし、和室の場合は、床上15cmの位置とする。

## 7節 テレビ工事

- 3.7.1 テレビ用アウトレットは、原則として中心が床上30cmの位置に取り付けるものとする。  
取付け位置 ただし、和室の場合は、床上15cmの位置とする。

## 8節 放送工事

- 3.8.1 電線を端子に接続する場合は、原則として負荷側を右側とする。  
端子と  
電線の接続

- 3.8.2 壁音量調整器は、原則として音量調整器の中心が床上1.1mの位置に取り付けるものと  
取付け位置 する。

## 4章 機械設備

### 1節 総 則

4.1.1 本章の規定は、本市が発注する機械設備工事に適用する。

#### 適 用

4.1.2 本章に規定する仕様以外の仕様は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「営繕機械仕様」という。）及び、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「営繕機械改修仕様」という。）によるものとする。また、公共住宅建設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書（以下「公住建築仕様」という。）によるものとする。

4.1.3 特殊な設備で別に仕様書を定めたときは、その仕様を優先する。

#### 仕 様 書

4.1.4 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表のとおりとする。ただし、公共住宅建設工事については1、2、3、5、4の順序とする。

#### 優 先 順 位

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等
2	設計図書補足事項及び質問回答書
3	平塚市建物工事仕様書
4	営繕機械仕様、営繕機械改修仕様
5	公住建築仕様及び同解説
6	設計書（参考）

### 2節 一般共通事項

4.2.1 (a) 次の各号に定める以外の事項については、第2章（建築）2.2一般共通事項に定めるところによる。

#### 一 般 事 項

(b) 敷地境界の確認並びにし尿浄化槽、排水処理装置、ますの位置及びG.Lとの関係を決定する場合は、必ず監督員の立会いのうえ行わなければならない。

(c) 別途発注の建築工事請負業者が工事のために設置した足場、棧橋、仮設電灯、仮設動力、仮設給水、仮設搬出入口、仮設道路等は、2.2.16の規定により無償で使用できる。ただし、建築工事で必要とした重量又は容量を超える機械類、電力及び水を使用する場合には、機械設備工事請負業者が必要な仮設を行い、料金も負担する。

(d) 電気及び水道の本設工事が完了した後、試運転を行う場合は、市の電気及び水道等を無償にて使用できるものとする。ただし、特に定めがある場合はこれに従う。

4.2.2  
提出書類

- (a) 工事完成後の提出書類等の書式及び内容は、次表の定めるところによる。  
ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出数	摘 要
1	竣工図書	1部	
2	竣工図	3部	A 1判又はA 2判観音開き製本（施工図含む） 1.9竣工図作成要領による。
3	マイクロフィルム	1部	1.10マイクロフィルム・電子データの作成及び提出要領による。 電子データの1部は竣工図書として提出。
	電子データ	2部	
4	予備品	1式	工具箱、マンホール手鍵(2本)、セットドライバ(1組)、ウォーターポンププライヤー(1本)、モンキースパナ(1本)、掃除口工具(2個)、機器予備品含む。

- (b) 竣工図書に綴じ込む内容は、次表の定めるところによる。  
ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出数	摘 要
1	引き渡し授受書	2部	引き渡し書類等の目録含む。(1部返却)
2	鍵リスト	1部	鍵は名称プレートを付け引渡しのこと。
3	各機器保証書	1部	
4	保守管理注意書	1部	緊急連絡先リスト含む。
5	各機器取扱い説明書	1部	
6	各種試験成績表	1部	(写)、各官公庁申請書含む。
7	各機器予備品リスト	1部	専用工具含む。
8	各機器完成図	1部	
9	電子データ	1部	

4.2.3  
仮設工事

- (a) 次の各号に定める事項以外の事項については、2.3仮設工事の定めるところによる。
- (b) 監督員事務所は、設計図書で指示のあったときには設けなければならない。
- (c) この工事に使用する機械器具は、設計図書で指示のない限り、すべて請負業者の負担とする。
- (d) 建築工事請負業者の仮設または市の施設を使用する場合において、機械工事請負業者が使用する場所まで仮設を延長するときの費用は、すべて機械工事請負業者の負担とする。

4.2.4  
建築工事

建築工事は、2章（建築）に定めるところによる。ただし、コンクリートの施工場所区分は次表のとおりとする。

種別	施工場所
現場打ます	非構造部分
機械基礎	”
各種槽類	構造部分、軸組

4.2.5  
電気設備工事

電気設備工事は、3章（電気設備）の定めるところによる。

### 3節 施工共通事項

4.3.1 各配管の保温は、工種及び管の種別に応じて次の表の定めるところにより行う。

#### 保 温

種別 工種	給水管	冷温水管	給湯管	排水管	消火管
屋内露出 一般居室廊下	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 綿布	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 綿布	1 グラスウール 保温筒 2 原紙 3 綿布	鋼管は、給水管に 準ずる。 他は給湯管に 準ずる。	
屋内露出 機械室 書庫倉庫	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 アルミガラス クロス	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 アルミガラス クロス	1 グラスウール 保温筒 2 原紙 3 アルミガラス クロス	鋼管は、給水管に 準ずる。 他は給湯管に 準ずる。	
屋内隠ぺい 天井内 PS内 空隙壁中	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 アルミガラス クロス	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 アルミガラス クロス	1 グラスウール 保温筒 2 アルミガラス クロス	鋼管は、給水管に 準ずる。 他は給湯管に 準ずる。	
屋内隠ぺい 床下 暗渠内 (ピット内)	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 着色アルミ ガラスクロス	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 着色アルミ ガラスクロス	1 グラスウール 保温筒 2 ポリエチレン フィルム 3 着色アルミ ガラスクロス		
屋外露出 バルコニー 開放廊下 多湿箇所	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 ステンレス鋼板	1 ポリスチレン フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 ステンレス鋼板	1 グラスウール 保温筒 2 ポリエチレン フィルム 3 ステンレス鋼板		給水管に 準ずる。

- 4.3.2 表 示 (a) 露出管及びパイプシャフト内配管は、判別出来るように種別及び方向を表示しなければならない。また、バルブ類についてもその種別、状態等をプレート等により表示しなければならない。
- (b) 給水管、消火管及びガス管の主管が屋外埋設となる場合は、監督員の指示により、埋設標及び埋設テープを設置しなければならない。
- (c) 地中埋設標について、舗装部は鉄製(国土交通省仕様品)とし未舗装部は再生プラスチック製(70角×450L)とする。
- 4.3.3 穴 埋 め 配管等が防火区画を貫通するときは、そのすきまを不燃材にて十分埋めなければならない。
- 4.3.4 試 験 (a) 水圧及び気密の配管試験は、原則として実施するが、監督員の指示に従い省略することができる。
- (b) 前項の試験を実施する場合は、部分配管及び一括配管試験とし、原則として監督員の立会い及び確認を受けなければならない。
- 4.3.5 スリーブ補強 スリーブ径が梁成の1/10以下、かつ、150未満のものは、補強を省略することができる。補強方法は、管繕建築仕様による。

#### 4節 給水工事

- 4.4.1 管 の 接 続 給水配管の主配管には、適当な箇所にフランジ継手を挿入し、取外しを容易にする。なお、呼び径25以下の見え掛り配管には、コニカル型ユニオン継手を使用してもよい。
- 4.4.2 管 の 浄 化 監督員の指示する工事においては、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者による水質検査を受け、結果を書面にて報告すること。
- 4.4.3 試 験 (a) 配管途中、隠ぺい前、埋戻し前及び配管完了後の被覆施工前に行う水圧試験は、時計を用いて経過が判別できるように記録すること。
- (b) 土間配管においては、土間コンクリート打設後、再度水圧試験を行わなければならない。

#### 5節 排水通気工事

- 4.5.1 勾 配 屋外排水管の勾配は、流速0.6m/sec以上1.5m/sec以下を基準とし、管径により設定しなければならない。ただし、最大勾配は、6/100を超えてはならない。
- 4.5.2 敷 設 等 屋外排水管を布設するときは、鏡を用い、たるみ、曲がり、継手ずれ等がないように十分注意をして施工しなければならない。また、監督員の指示がある場合は、埋戻し土は山砂等との入れ替えを行う。なお、床付部は、十分水締め及び突き固めをし、管の沈下等が起こらないようにする。

4.5.3 排水ますの設置に当たっては、床付部の水平を十分確認し、砂または碎石の突き固めを行ったうえ、ますの沈下、傾き等がおきないように設置しなければならない。

4.5.4 各ます間の距離は、ますの中心から計り、接続管径の120倍以下とする。  
ますの間隔

4.5.5 塩ビます以外のます内のインバートは、接続管の間において20mm以上の勾配を有するもので、表面は汚物残留等がないように金ごてをもって滑らかに仕上げなければならない。なおインバート内でのたるみがないように十分確認するものとする。  
ますのインバート

4.5.6 排水ます各部の寸法等は、本市標準図による。ただし、図中に明示されている場合、この限りではない。  
ますの構造

4.5.7 配管途中、隠ぺい前、埋戻し前及び配管終了後の被覆施工前に行う試験は、時計を用いて、経過が判別できるように記録すること。  
試験

## 6節 消火栓工事

4.6.1 呼水槽、流量計測装置、フート弁、連成計、フレキシブル継手等は、消防法、その他関係法規に適合する機種を使用しなければならない。  
ポンプ付属機器

4.6.2 屋内消火栓箱は、国土交通省型消火栓箱（消火栓弁、ホース及びホース掛けを含む。）とする。  
消火栓箱等

4.6.3 消防検査を受けるときは、申請者である消防設備士本人が立ち会わなければならない。  
立会い検査

## 7節 プロパンガス工事

4.7.1 配管は、4.4給水工事の定めるところによる。ただし、横引管は、必要に応じ水抜きプラグを取り付けるものとする。  
配管の接合

4.7.2 (a) 配管途中、隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装施工前に行う気密試験は、自記圧力計を用い、時間の経過が判別できるようにすること。  
試験  
(b) 着火試験は、工事完成前に行わなければならない。

## 8節 衛生器具工事

4.8.1 器具の取付けに際しては、施工図等に明記するとともに他工事との取り合い上の協議事項を速やかに文書により監督員に報告し、確認を受けて施工しなければならない。  
器具の取付け

4.8.2 配管との接続部の見え掛り部分は、シーリングプレートが壁面等と同一となるように施工するものとする  
配管との接続

4.8.3 器具の破損及び汚損に気を配るだけでなく、火気使用時のタイル面の保護等他工事に対する保護にも十分配慮しなければならない。  
養生

#### 9節 小荷物専用昇降機工事

4.9.1 三方わく及び出し入れ口の戸は、厚さ1.5mm以上のJISG4305によるヘアーライン仕上りのSUS304とし、板のひずみおよび溶接によるひずみは、除去しなければならない。  
三方枠及び出入口の戸

4.9.2 敷居は、厚さ3.0mm以上のJISG4305によるSUS304の縞鋼板とし、強固に床に固定しなければならない。  
敷居

4.9.2 キースイッチは、1階に取り付けなければならない。  
キースイッチ

4.9.4 かご室の材料は、厚さ1.5mm以上のJISG4305によるSUS304とし、かご床は厚さ3.0mm以上のJISG4305によるSUS304の縞鋼板とし、板のひずみ及び溶接によるひずみは除去しなければならない。  
かご

#### 10節 避難器具工事

4.10.1 避難器具の設置位置を知らせる旨の表示を所定の位置に取り付けなければならない。  
誘導表示

4.10.2 工事完了後は、直ちに監督員立会いのうえ降下試験を行わなければならない。なお、消防検査については、4.6.3に準ずる。  
試験

#### 11節 厨房器具工事

4.11.1 家庭用調理器具は、原則としてBL認定品とする。  
家庭用調理器具

4.11.2 各器具の据付けに際しては、所定の位置にがたつきのないように据付けなければならない。なお、実習調理器具は、原則としてアジャスト式としなければならない。  
器具の据付け

## 5章 地質調査

### 1節 総 則

- 5.1.1 適用 (a) 本章の規定は、本市が発注する地質調査委託に適用する。  
(b) 前項の規定にかかわらず、本調査に直接関係のない事項については、適用しないものとする。ただし、関連のある事項については、それぞれの該当の規定を準用する。
- 5.1.2 疑義 設計図書との内容に相違がある場合、設計図書に明記されていない場合その他疑義を生じた場合は、監督員と協議し、軽微なものについては、監督員の指示に従わなければならない。
- 5.1.3 調査の変更 (a) 調査位置、試験深さ等の軽微な変更は、監督員の指示に従って行い、請負金額の増減は行わないものとする。  
(b) 現場の状況により調査の遂行が不可能な場合、所定の工法では調査が不十分であると認められる場合及びその他調査の一部を打ち切る場合には、監督員の指示に従い調査の変更を行うものとする。
- 5.1.4 官公署等の手続き (a) 調査に伴う官公署等に対する手続は、速やかに行なわなければならない。  
(b) 前項の手続に要する費用は、すべて請負業者の負担とする。
- 5.1.5 調査場所の管理 (a) 調査場所の管理は、関係法規に従い遺漏のないように行なうとともに、作業員その他の者の出入りの監督、火災及び盗難等の事故防止についても十分な注意をしなければならない。  
(b) 特記なき場合は、調査場所の周囲10m四方をガードフェンス(H1.8m)により仮囲いをする事。  
(c) 調査場所においては、常に清掃を行ない、諸材料は、前項の仮囲い内に常に整備しておかななければならない。
- 5.1.6 災害防止等 (a) 調査中は、関係法規に従い隣接建物、周辺の道路及びその他の工作物に損傷を生じないように措置しなければならない。  
(b) 調査中に隣接建物、周辺の道路及びその他の工作物に損傷を与えた場合は、請負業者の負担をもって速やかに原形に復さなければならない。  
(c) 調査に際しては安全を最優先とすること。特に教育施設内では児童・生徒に注意をはらうこと。また、施設内における関係車両の通行は最徐行とすること。
- 5.1.7 養生 調査中に損傷するおそれのある既設物件は、適当な方法によって養生しなければならない。

5.1.8 調査の着手前に工程表とともに仮設建物、調査用機械器具設備及び材料置場等について  
工程表及び 調査計画書 調査計画書を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。

5.1.9 検査等 あらかじめ監督員が指定した工程に達したときは、監督員の検査を受け、合格の承諾を得た後で次の工程に進まなければならない。調査の途中であっても監督員がその時点までに完了した調査の内容の報告を求めることがある。

5.1.10 調査及び報告 調査の進ちょく状況及び作業員の就業状況等を記載した報告書を監督員に提出しなければならない。

5.1.11 跡形付け 調査中はもとより調査完了に際して、跡片付け及び清掃は、特に入念に行なわなければならない。

5.1.12 調査の完了 調査は、報告書その他所定の提出物件が受理されたときをもって完了するものとする。

## 2節 一般共通事項

5.2.1 適用 本節の規定は、土質の物理的及び力学的性質を知るために行なうボーリング、ボーリング孔内における諸試験、試験資料の採取及び土質試験等の調査を行なう場合に適用する。

5.2.2 調査孔の位置及び深さ 調査孔の位置については、図面及び監督員の指示に従うとともに深さについては、仕様書によるものとする。

5.2.3 調査孔の高低の測量 調査孔の位置の高低の測量は、監督員の指示する基準点から行なわなければならない。

5.2.4 調査の種別及び範囲 調査の種別及び範囲は、次表のとおりとする。

種別	標準貫入試験	乱さない試料採取	土質一般観察	物理試験	力学試験	水位測定	ボーアホール
A種							口径 85mm以上
B種							口径 65mm以上

備考 種別表示は、特記によるものとする。

5.2.5           ボーリング機械は、原則としてロータリー式を使用し、その他調査に使用する装置及び器具は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

5.2.6           ボーリング孔壁が崩壊するおそれのある場合は、ケーシングパイプ、ベントナイト及び養生等により適当に保護し、養生しなければならない。ただし、ケーシングパイプは、その底部が各試験装置から十分上にくるように止めなければならない。

### 3節 標準貫入試験

5.3.1           標準貫入試験は、JIS A 1219（土の標準貫入試験方法）により各層にわたって、かつ、1,000mm以内の間隔で行なわなければならない。ただし、層の変化が少ない地盤においては、監督員の承諾を得てその間隔を2,000mm以内までに広げることができる。

5.3.2           試料の採取  
(a) 試料の採取は、原則として層の異なるごとに行なうものとする。  
(b) サンプラーで採取した試料により所定の試験を行なう場合は、試験を行なうのに十分な量の試料（管内で層の変化が認められるときは、層の数の試料）を含水量が変化しないように直ちに密閉し、試験所に送付しなければならない。  
(c) 前項の試料を送付する際は、土質概要、採取深さ、打撃数及び試料の長さ等を記録した書面を添付しなければならない。  
(d) サンプラーで採取した試料のうち、代表的なものを各層ごとに整理して標本とする。

### 4節 乱さない試料の採取

5.4.1           試料の採取は、粘土層、シルト層及びこれらに準ずる層において、原則として層の異なるごとに行なうものとする。

5.4.2           器 材  
乱さない試料の採取に使用するサンプラーは、シンウォール・サンプラーとし、公称直径75mm以上、面積比15%以下、内径比0.5%~15%、採取変形比95%以上のもので黄銅製のものとし、中心軸に湾曲がなく、乱した土の浸入を防ぎ、試料の圧縮や、引上げの時の落下をしないものとする。

5.4.3           工 法  
(a) 試料を採取しようとするときは、ボーリング孔底のスライムを適当な方法で入念に除去しなければならない。  
(b) サンプラーは、定速度で途中停止することなくウインチ又は水圧器で乱されない地盤に圧入させ、ねじり、打込みその他地盤を乱すおそれのあることを行なってはならない。  
(c) サンプラーの圧入深さは、有効長さの98%を超えてはならない。  
(d) 採取の試料は、両端をパラフィン等で封じ、振動及び衝撃を与えないように厳重に注意し、試験所に送付の上所定の試験を行なわなければならない。

## 5節 土質試験

5.5.1 土質物理試験の実施種類は、特記のない限り次表のとおりとする。

### 物理試験

区分	試験名称		測定値	試料	備考
物理的性質試験	一般観察		色、臭み、組織 構造、粒度	標準貫入試験試料又は乱された試料	地下水位及びその変化についても行う
	密度	JIS A 1202	土粒子密度	〃	JIS A 1201により試料の調整を行う。
	含水比	JIS A 1203	含水比	〃	〃
	粒度	JIS A 1204	粒径加積曲線	〃	〃
	液性限界 ・塑性限界	JIS A 1205	液性限界 塑性限界 塑性指数	〃	〃
	単位容積重量	土質工学会の方法	単位容積重量 間隙比	乱さない試料又は標準貫入試験試料	〃

備考1 試験実施試料個数は、特記による。

2 試験は、監督員の承諾する試験場で実施する。

5.5.2  
力学試験

土質力学試験の実施種類は、特記のない限り次の表のとおりとする。

区分	試験名称		測定値	試料	備考
力学的性質試験	一般観察		色、臭み、組織構造、粒度	標準貫入試験試料又は乱された試料	地下水位及びその変化についても行う。
	一軸圧縮	JIS A 1216	圧縮弾性係数	乱さない試料	
			一軸圧縮強度		
			鋭敏比		
	三軸圧縮	土質工学会の方法	破壊面角度	乱さない試料	
			圧縮破壊強度		
			内部摩擦角		
			粘着力		
	圧密	JIS A 1217	間隙比 荷重曲線	乱さない試料	
			圧縮指数		
			圧密係数		
			体積圧縮係数		
			透水係数		
50%圧密時間					
100%圧密時間					
90%圧密時間					
透水	JIS A 1218	透水係数	透水係数		

備考 試験は、監督員の承諾する試験所で実施する。

6節 提出物件

5.6.1  
提出物件

提出物件は、特記のない限り次のとおりとする。

- (1) 報告書 3部(黒表紙A 4製本、表紙・背表紙に金文字で委託名を記載する。)
- (2) 土質標本 1組

5.6.2  
報告書

報告書に記載及び添付しなければならない事項等は、次のとおりとする。

- (1) 敷地の状況及び地盤調査位置(基準点及び調査位置を示し、その高低関係を記入すること。)
- (2) 標準貫入試験の打撃数(N値)及び土質柱状図
- (3) 土質試験の結果(5.2.4 A種による場合のみ記載のこと。)
- (4) 観察事項
- (5) 写真
- (6) 地層想定断面図、地盤の概要、計画建物の基礎に対する見解、水量及び水質に対する見解
- (7) 日誌

5.6.3 土質標本は、各地層を代表する資料の一部を資料びんに入れ、調査孔ごとに標本箱に整理すること。

5.6.4 提出物件に係る所有権はすべて本市に属するものとし、本市の承諾を受けないで使用、貸与及び公表してはならない。

## 6章 解体工事

### 1節 総 則

6.1.1 適用 本章の規定は、本市が発注する解体工事に適用する。

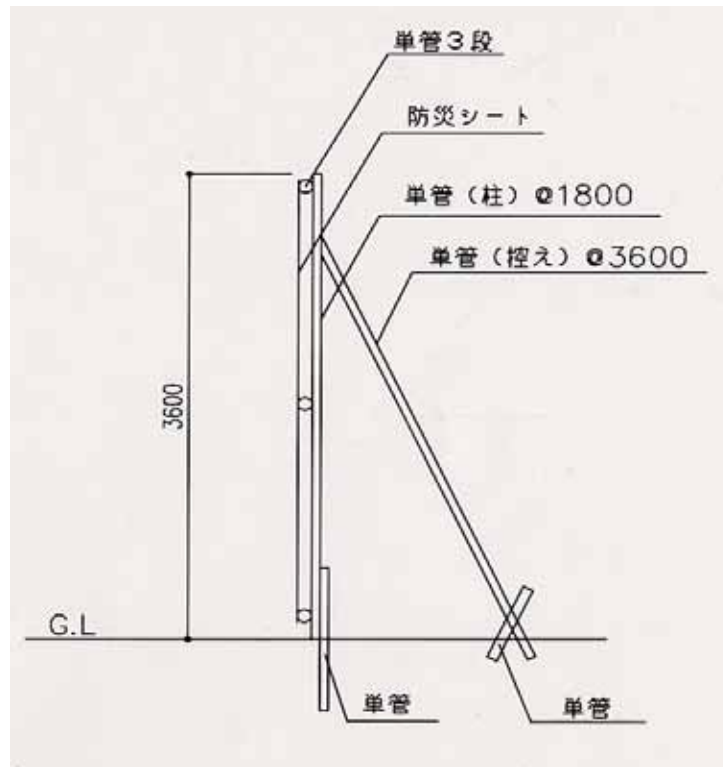
- 6.1.2 一般事項
- (a) 労働安全衛生法・同規則」、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「騒音規制法」、「振動規制法」及びその他関係法令を遵守して工事を行うこと。また、申請、届出等が必要な場合は、速やかに対応すること。
  - (b) 着工に先立ち、監督員の指示した範囲で挨拶回りをすること。
  - (c) 完了時に、「建築副産物実態調査票」（国土交通省書式）を提出（入力データ共）すること。
  - (d) 工事に伴う諸公官署への手続きはすべて請負業者が行い、それに関する費用は請負業者の負担とする。
  - (e) 解体物にアスベスト又はPCBを含む場合は、各法令等に準拠することはもとより、綿密な施工計画を立て、また、格別の注意を払い工事に当ること。（参考：営繕改修仕様書（建築工事編第9章1節））

### 2節 工 事

- 6.2.1 振動及び騒音等の防止
- (a) 監督員の指示がある場合、振動・騒音の計測機器を設置し、常時測定をすること。
  - (b) 粉塵やほこりの防止のため適宜散水を行うこと。
  - (c) 振動が予想される場合は、監督員の指示する範囲・内容で、近隣家屋等の事前調査（写真撮影を含む）を行うこと。

- 6.2.2 安全の管理
- (a) 解体物の構造を確認し、解体中の崩壊事故等が発生しないように綿密な施工計画を立てること。
  - (b) 強風により危険の予想されるときは作業を中止すること。必要に応じて仮囲い、及び、解体物に強風に対する養生を施すこと。
  - (c) 災害、公害等が発生した場合は、速やかに適切な処理をとり、その経緯を監督員に報告すること。

- 6.2.3 現場の管理
- (a) 解体建物周囲に樹木が植栽してある場合は、あらかじめ養生を行うこと。損傷した場合は、請負者の責任で手当てをすること。
  - (b) 盛土は、周囲地盤の高さまで行うこと。なお、圧密沈下を考慮すること。
  - (c) 仮囲い、工事用ゲート、及び、養生の位置については、監督員の立会いを求め承諾を受けること。
  - (d) 仮囲いの仕様は、特記以外、次図のとおりとする。



#### 6.2.4 産業廃棄物の処理

- (a) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び路盤廃材（以下、「コンクリート塊等」という。）の処理する場合は、「コンクリート塊等の処理及び再生骨材に関する事務取扱要領」（神奈川県土木部）を準用する。
- (b) コンクリート塊等は、(a)の要領に指定されている指定登録工場に搬出すること。
- (c) コンクリート塊等は、最大辺を50cm以下とし、コンクリート塊等以外の不純物を含まないようにしたうえで搬出すること。
- (d) コンクリート塊等、木材及び鋼材はリサイクル処理とする。これら以外の廃材についても可能な限りリサイクル処理に努めること。
- (e) 処理費用のうち鋼材についてはスクラップ控除を行なう。ただし鋼材量が5t未満の場合はこの限りでない。
- (f) 着工に先立ち、予定発生材の種類、予定発生材ごとの予定量、運搬経路、運搬委託業者名（許可番号、現場責任者）及び処分委託業者（許可番号、現場責任者）を表又はフローチャートにまとめ提出すること。併せて運搬及び処理委託する業者の「産業廃棄物収集運搬業の許可証」（写）、「産業廃棄物処分業の許可証」（写）（アスベスト及びPCB等特別管理産業廃棄物を運搬・処分する場合は「特別産業廃棄物収集運搬業の許可証」（写）、「特別産業廃棄物処分業の許可証」（写））及びそれら業者と契約したことを示す「廃棄物処理委託契約書」（写）を提出すること。
- (g) 工事後、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し（A、B2、D、E票）を、産業廃棄物の種類ごとに集計した集計票を添えて提出すること。
- (h) 産業廃棄物の積み込み状況及び処分場への搬入状況の写真を撮影すること。

## 7章 テレビ電波障害調査

### 1節 総 則

7.1.1 本章の規定は、本市が発注する電波障害調査委託に適用する。  
適 用

7.1.2 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表に掲げる順序のとおりとする。  
優 先 順 位

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等
2	設計図書補足事項及び質問回答書
3	平塚市建物工事仕様書
4	(社)日本CATV技術協会の「建造物による受信障害調査要領(地上デジタル放送)」 測定は調査2による
5	設計書(参考)

### 2節 調査

7.2.1 測定点は、設計図面によるものとする。  
共 通 事 項

7.2.2 測定波は、地上デジタル放送波18チャンネルから26チャンネル(20チャンネルを除く)までの8波とする。  
測 定 波

7.2.3 宅内調査を行うときは、監督員の立会いを必要とする。  
宅 内 調 査

7.2.4 路上調査を行うときは、原則として最初の測定点について監督員の立会いを必要としその他の測定点については測定状況を撮影すること。  
路 上 調 査

7.2.5 調査時に立ち会った者の氏名は、文書に記録しておくものとする。  
立 会 者

### 3節 報告書

7.3.1 報告書の大きさは、A4版とする。  
報 告 書

7.3.2 調査終了後完成通知書と同時に事前調査報告書を2部提出しなければならない。

**事前調査**

7.3.3 事前調査報告書を市より支給するので、完成通知書と同時に支給した事前報告書と事後報告書を一括ファイルしたものを1部、および事後報告書を1部提出しなければならない。

**事後調査**

7.3.4 事前調査終了後、直ちに事前調査報告書を1部提出し、完成通知書と同時に事前事後報告書を一括ファイルし、又は製本して2部提出しなければならない。

**事前事後**

**一括調査**

## 附 則

- 1 平塚市建物工事仕様書は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 平塚市建物工事仕様書（昭和54年告示第30号）は、廃止する。
- 3 最新改訂 平成22年4月1日